「ダンス規制法」の見直しを求める要望書

内閣総理大臣　　安倍晋三　殿
国家公安委員長　古屋圭司　殿

要望趣旨

「『ダンス営業』の規制は時代遅れ」が世論です

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(風営法)において、「客にダンスをさせる営業」が「風俗営業」として、さまざまな規制の対象とされています。同法の「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」という目的に照らしても、「ダンス」がなぜ善良の風俗に反するものなのか――この２年間、法改正を求めるミュージシャンや文化人らが呼びかけた１６万人の請願署名など、国民各層・各界から「時代遅れの規制」とする大きな世論が起こっています。

「ダンス規制」を撤廃し新たなルールづくりこそ

社会的な議論が起きるなかで、酔客や騒音などの問題が指摘されてきました。超党派の国会議員でつくるダンス文化推進議員連盟は数度にわたるヒアリングを通じ、「酔客、騒音等の問題は…個別の規制で対応可能」と結論づけ、内閣総理大臣の諮問機関・規制改革会議においては、「例えば客が騒ぐとか、飲酒の上でのトラブルがあるとか、さらには甚だしいのは薬物の授受があるとか、ごみを散らかすという話だったのですが、考えてみますとこれらは別にダンスだからそうだというのではなくて、それはそれとして規制すればよろしい話です」(５月１２日・安念潤司座長)とする報告が行われました。

今年４月２５日、大阪地裁では「許可なくダンスをさせた」として摘発された大阪のクラブ事業者に無罪判決が言い渡されました(検察が控訴中)。判決文のなかで許可が必要な「ダンス営業」を「性風俗秩序の乱れにつながるおそれが、単に抽象的なものにとどまらず、現実的に認められる営業」ときわめて限定したことは重要です。つまり大半の健全なダンス営業に、そもそも許可は必要ないことが司法の場で明確にされたのです。

「ダンスが問題ではない」という点は一致したコンセンサスになりつつあります。「ダンス規制」というあいまいで実効性のない規制を撤廃し、既存の法律をふくむ新たなルールの運用こそ、問題の解決と社会的な合意を得られる道ではないでしょうか。

以上をふまえ以下の事項を要望いたします。

要望事項

１. 風営法の規制対象から「ダンス」を削除してください。

２. 健全なダンス文化の推進や、営業・経済活動を活性化するためにも、大多数の事業者・ダンス関係者の要望に沿った改正・運用をはかってください。

３. 表現の自由、芸術・文化を守り、健全なダンス・文化発信の施策を拡充してください。

名前	住所

【送付先】Let's Dance署名推進委員会　事務局
〒604-8481　京都市中京区西ノ京冷泉町118-3 京都音楽センター内　E-mail:mail@letsdance.jp

取扱団体

＊送付先：上記の「Let's Dance 署名推進委員会」事務局または「取扱団体」へ署名の原本を送ってください。＊署名を送っていただく際には、総署名人数がわかるメモをつけてください。＊いただいた署名は、政府ならびに国会へ提出する以外の目的では、使用いたしません。